破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２６年（フ）第２１号
神奈川県横須賀市上町２丁目４番地レルムアカシヤ303
破産者　平石　利大
1　主文　当裁判所が平成26年２月６日になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき、「神奈川県横須賀市二葉２丁目９番11号」とあるのを、「神奈川県横須賀市上町２丁目４番地レルムアカシヤ303」と更正する。
2　決定年月日　平成26年２月19日
横浜地方裁判所横須賀支部

破産手続終結

平成２４年（フ）第３８０号
埼玉県坂戸市大字横沼692番地の５
破産者　中尾建設株式会社
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３８１号
千葉県白井市桜台２丁目３番２棟102号
破産者　中村　哲也
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７５号
千葉県茂原市上永吉685番地
破産者　中山　久朗
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成１８年（フ）第５０号
滋賀県彦根市外町278番地の１
破産者　太平コンクリート株式会社
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所民事部

平成１８年（フ）第５１号
滋賀県彦根市外町278番地の１
破産者　太平興業株式会社
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８８号
神戸市中央区明石町48番地
破産者　株式会社コスモ不動産
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５６号
岡山県倉敷市連島１丁目13番10号　グランデ・ルミエール406
破産者　谷澤　清明
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第６０３号
広島市南区大州５丁目１番41号
破産者　有限会社寿輸送
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７２号
静岡県浜松市南区三島町1362番地の１
破産者　有限会社浜松惣菜
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第４６号
兵庫県篠山市園田分262番地１
破産者　有限会社Ｐｕｒｅ
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２４年（フ）第７４号
沖縄県那覇市字松川445番地２
破産者　株式会社喜納ハウジング
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
那覇地方裁判所民事第３部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第５９５号
広島市南区宇品東２丁目５番11号
破産者　髙野　　博
1　破産債権の届出期間　平成26年３月31日まで
2　一般調査期日　平成26年５月13日午後２時
平成26年２月28日
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３７０号
埼玉県上尾市中妻４丁目３番地10　サンハイツウチヤマ310
破産者　天津　義和
1　破産債権の届出期間　平成26年４月11日まで
2　一般調査期日　平成26年５月26日午前10時45分
平成26年２月25日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第５３９６号
大阪市城東区関目３丁目14番26―715号
破産者　大年　信彦
異議申述期間　平成26年４月16日まで
平成26年２月27日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２号
宮崎県延岡市鶴ケ丘２丁目2027番地46
破産者　矢口　昭和
異議申述期間　平成26年４月28日まで
平成26年２月28日　宮崎地方裁判所延岡支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１４５２号
埼玉県川口市南前川２丁目15番22号　須藤コーポ202号
破産者　澤　　裕勝
免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
平成26年２月26日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３９２２号
神奈川県川崎市高津区末長１丁目47番１―214号
破産者　西村　秀昭
免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
平成26年２月27日
東京地方裁判所民事第20部

免責審尋期日

平成２５年（フ）第１２１２７号
東京都文京区小石川４丁目16―13―203
破産者　西野　嘉之
審尋期日　平成26年６月２日午後１時30分
平成26年２月25日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２１２８号
東京都文京区小石川４丁目16―13―203
破産者　榮　恵美子
審尋期日　平成26年６月２日午後１時30分
平成26年２月25日
東京地方裁判所民事第20部